

2008年4月7日



豊田通商、「特定輸出者」の承認を取得

豊田通商株式会社(以下豊田通商、本社：名古屋市、社長：清水順三)は、3月24日、特定輸出申告制度に基づいた「特定輸出者」承認を名古屋税関から取得しました。

「特定輸出申告制度」とは、国際的な貿易におけるセキュリティ強化と貿易円滑化を図る上で、コンプライアンスに優れた事業者を予め「特定輸出者」に認定し、保税地域等に貨物を搬入することなく輸出申告をし、輸出の許可を受けることが可能となる制度です。

「特定輸出者」に認定されるメリットとしては、

- ①保税地域等への搬入以前に輸出申告が可能となり、船積までのリードタイムが短縮される。
- ②税関による審査・検査において優れたコンプライアンスが反映されることから輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み及び航空機搭載が可能となり、リードタイム及び物流コストの削減が図れる。

豊田通商は、従来からコンプライアンス体制の確立を重視しており、通関管理体制の整備もその一環として、昨年からの名古屋税関と協議を続けてまいりました。

今般の「特定輸出者」承認を契機として、自動車部品の輸出などに本制度を利用していきます。

本件は、中部経済産業記者会、貿易記者会に同時に資料配布しております。

本件の問合せ先

豊田通商株式会社	広報・IR室(名古屋)	小西	Tel:052(584)5011
	広報・IR室(東京)	小林、下陸	Tel:03(5288)2081